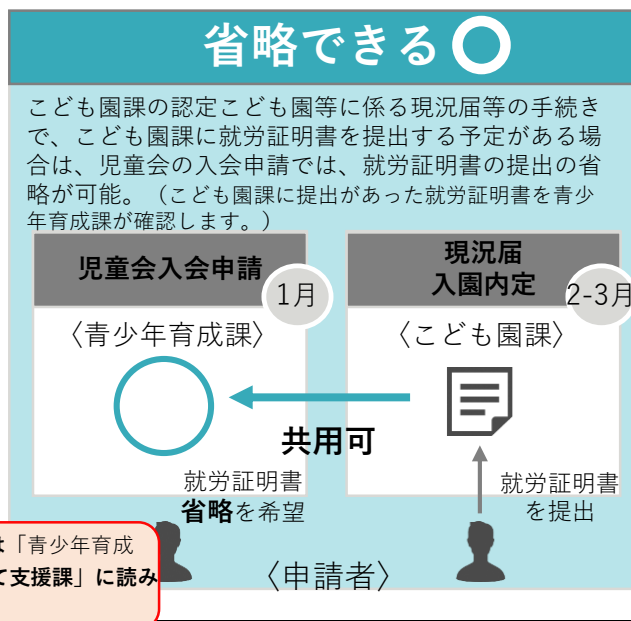
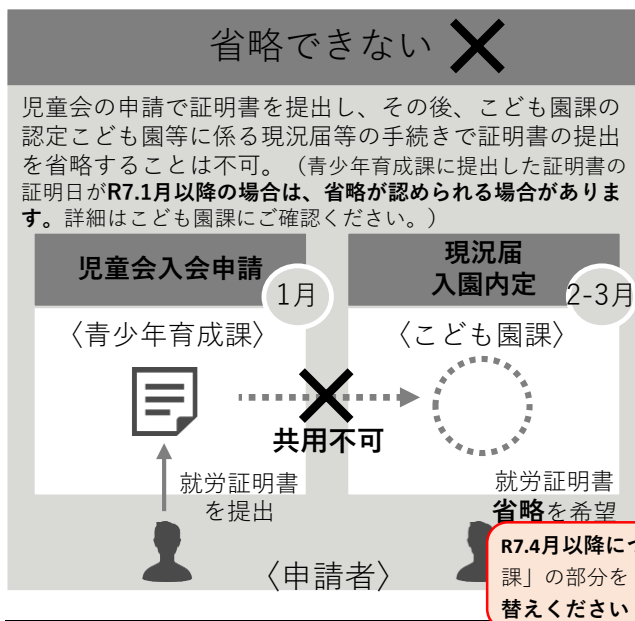


認定こども園等にきょうだいがいる場合の就労証明書の省略について

7年度に認定こども園等に在園するきょうだいがいる場合、児童会の申請と認定こども園等の現況届等の手続きのため、本来は短期間に就労証明書を2度取得していただく必要があります。しかし、本市では保護者の負担を軽減するため、認定こども園等の手続きで、保護者がこども園課に提出する就労証明書を青少年育成課が確認することで、児童会の申請における就労証明書の省略を可能としています。

就労証明書の提出が省略できるのは、児童会の申請のみです



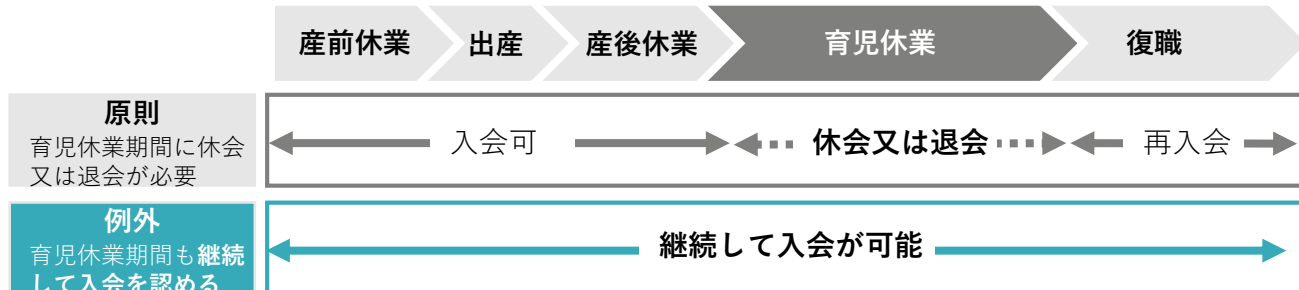
育児休業期間における児童会の継続入会を希望の方へ

- 入会申請に必要な書類に加えて「継続入会申出書」を提出してください。
6年度中に継続入会中の方も、7年度に引き続き継続入会を希望する場合は改めて提出が必要です。
- 7年度より、4月1日時点で保護者が育児休業中の新1年生（7年3月末まで保育の制度における育児休業中の保育継続で認定こども園等に入園している児童に限る）も本取扱いの対象とし、4月1日からの児童会の入会を可能とします。希望者は「継続入会申出書」を提出してください。

※「継続入会申出書」の様式は、子育て支援課（窓口及びホームページ）と各児童会に設置しています。

＜継続入会制度の概要＞

保護者が下のきょうだいの育児休業を取得する場合は、家庭内での児童の保育が可能であると判断できるため、原則、その期間は児童会に入会することができません。ただし、既に児童会に入会している児童等で、児童の環境変化が好ましくない等の理由から保護者が特に希望する場合は、令和6年度より例外的に育児休業期間の継続入会を認める取扱いをしています。



今後のスケジュール

以下のとおり予定しています。入会の可否は2月末頃に書面で通知します。

